

姫路市住宅課からのお知らせ

この案内文は、固定資産税が課税されている方の納税通知書に同封しています。現在、空き家をお持ちでない方や適正に管理されている方にもお送りしていますのでご了承ください。

空き家の所有者(相続人)の方へ

〈空き家の管理は所有者等の責任です〉

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者は、周辺の生活に悪影響を及ぼさないよう空き家を適切に管理する責任があります。



空家等を適切に管理せずに放置した結果、空き家の瓦や外壁が落下し、近隣家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、所有者等が損害賠償責任を負うことになります。(民法第717条)

〈空き家になる前にできること〉

○登記しよう

空き家の活用や処分のためには、正しく登記されていることが重要です。また、権利について第三者に主張するためにも登記が必要です。登記の変更や訂正には時間がかかることもありますので、まずは、正しく登記されているかどうか確認しましょう。

○話し合おう

住まいを将来どうするのか、決めないまま相続すると、相続人同士で方針が決まりにくく、そのまま放置しがちです。あらかじめ家族で相談しておきましょう。また、相続時の無用なトラブルを避けるため、遺言書を作ることも有効です。

空き家に関するご相談

■空き家の除却、老朽危険空家等に関する業務、空き家バンク、その他空き家の活用に関する相談業務

「姫路市住宅課」

☎ 079-221-2642

✉ juutaku@city.himeji.lg.jp

■その他空き家の管理でお困りの場合

「ひょうご空き家の総合相談窓口」

☎ 078-325-1021

🌐 <http://akiya-hyogo.com>

★空き家の無料相談会(8月頃開催予定) ☆事前申込制

開催概要が決定しましたら、広報ひめじや市ホームページでお知らせします。

裏面に続く ▶

以下の広告内容に関するご質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と姫路市空家等対策業務とは直接関係ありません。)

地域
密着

あなたの

住まいのプロが、お困り事を解決!!

広告

空き家管理

標準プラン 月1回 30分

通常価格 ~~5,500円~~ → お試し価格 **2,500円** (税込)

標準プラン 屋外から空き家を管理

- 屋根・外壁の劣化、窓・アンテナ等の破損がないかを確認。
- 庭木・雑草の成長で、管理地近隣に悪影響を及ぼしていないかを確認。
- 郵便物・チラシ等の整理・処分。
- 玄関前の簡易清掃。
- 報告書の作成。(電子メールにて送付)

しっかり管理プラン もございます(オプション)

- 換気 ● 通水 ● 敷地内草刈り ● 災害時の被害状況の点検等

お住まい 見守り定期点検

標準プラン 月1回 45分

通常価格 ~~6,600円~~ → お試し価格 **3,300円** (税込)

こんな事で**お困り**ではありませんか?

雨漏りの修理

電球の交換

家具の移動

ドアの修理

庭木の伐採

エアコンの掃除

水まわりの修理

専門スタッフが定期訪問し、**20種類以上**のメンテナンスプランで住まいとあなたを見守ります。

お問い合わせ先 詳細につきましてはお問い合わせください

☎079-227-9579

有限会社
岩松建設

〒671-2136 姫路市夢前町護持532
HP <https://task-komuten.com>

公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部

姫路支部不動産無料相談会

広告

不動産に関するご相談に宅地建物取引士が**無料**で対応いたします!

完全予約制

完全予約制となりますので、まずは下記連絡先へご予約ください。

日時：原則毎月第2・第4金曜日 13:30~15:30

開催日程の詳細は <http://www.hyogo.zennichi.or.jp/etc/consultation.php> をご確認ください。

住所：姫路市南駅前町 31 番 1 号 南駅前ビル 202 号

TEL：079-288-1947 (予約受付時間：土日祝を除く 9 時~17 時)

《ご注意》

ご来局の際は、マスクの着用をお願いいたします。体調が優れない方・マスクを着用されていない方のご来局は、お断りする場合がございます。

完全予約制となりますので、開催前日までに事前予約の無い方のご相談はお受けできません。予めご了承ください。

C M Y K

姫路市役所 固定資産税【当初】同封チラシ「姫路市住宅課からのお知らせ」裏(1B) サイズ：A4 (W210mm×H297mm) 2021.03.03 (2)